

福山市商店街活性化支援事業補助金 (新しい生活様式対応型) 交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街等において感染拡大防止に配慮しながら、賑わいの回復をめざす事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 市内の商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (2) 準ずる任意団体 一定の地区(街区)内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者(消費者)を対象に、商業振興を目的とした事業を行う団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
- (3) 商店街 規約等で定める組合等の地区をいう。
- (4) 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症政府専門家会議が提言した密閉・密集・密接の「3密」を避けるために求められる対策を取り入れた生活様式をいう。
- (5) 感染対策に係る消耗品 感染予防のために使用する消毒液、マスク、フェイスシールド、ハンドソープ、ウェットティッシュ等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、第3号のみの事業の計画は不可とする。

- (1) 商店街が新しい生活様式を意識し、継続的に行う賑わい回復事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街が、売上や来店客の回

復をめざす事業

(3) 商店街が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、安心・安全な商店街運営を行うための事業

(補助対象者)

第4条 補助対象者は組合及びそれに準ずる任意団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第3条で掲げた事業に係る事業費とする。ただし、次に該当する経費を除く。

(1) 人件費(補助対象事業に必要な臨時的に雇用する者以外へ支給するもの)

(2) 飲食費

(3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費

(4) 商品券のプレミアム付与分、ポイント上乘せ分、商品サービス割引等に充当する費用

(5) 施設整備などの工事費

(6) 電化製品の購入費(新型コロナウイルス感染対策に係る製品を除く。)

(7) 消費税及び地方消費税

2 感染対策に係る消耗品を補助対象経費とする場合、補助対象経費とできる上限を全体事業対象経費の50パーセントまでとする。

3 他の補助事業等において補助金が交付される場合は、当該補助金の額を補助対象経費の額から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に補助率4分の3を乗じた額とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策として、本市が策定した「福山市新型コ

「新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインー職場編ー」や広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を参考に、感染防止対策を徹底する。

- (2) 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の積極的活用を商店街加盟店舗へ促す。
- (3) 事業を行う際は、地域住民と連携し、地域との調和を図った事業とする。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないとは判断される事業を行っていない。
- (6) 同一年度内に同一費目について、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けない。
- (7) 補助対象事業の実施に当たっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守する。

（補助金交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、「補助金交付申請書」に「事業計画書」、「収支予算書」、「誓約書」（以下これらを「申請書等」という。）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 定款、会則、規約その他これらに類するもの
- (3) 企画書の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請受付期間は、この要綱の施行日から2021年（令和3年）2月28日までとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知

書」により，申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は，前項の補助金の交付決定を行う際に，補助金交付の申請までにあらかじめ示した条件に加えて補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付す場合には，事前に申請者の承諾を得て行うものとする。

（補助対象期間）

第10条 補助の対象とする期間は，2020年（令和2年）6月25日から2021年（令和3年）3月31日までとする。

（事業計画の変更）

第11条 第9条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは，あらかじめ「事業計画変更承認申請書」に「変更収支予算書」を添えて市長に提出し，承認を受けなければならない。ただし，事業内容の変更がなく，かつ，補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は，この限りでない。

- 2 前項の承認を受けて，補助対象経費の減額が必要となった場合，市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

- 3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合，補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

（事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は，補助対象事業を中止し，又は廃止する場合においては，あらかじめ「事業中止・廃止承認申請書」を市長に提出し，承認を受けなければならない。

（事業報告等の提出）

第13条 補助事業者は，補助事業完了後1か月後の日又は第9条の補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに，「事業報告書」及び「収支決算書」に，次に掲げる必要書類を添えて，市長に提出するものとし，その提出に当たっては，市長は報告書類の内容について説明を求められることができる。

- (1) 領収書の写し

(2) 事業実施状況の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第14条 市長は、前条の「事業報告書」を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書」により、補助事業者に通ずるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「請求書」により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年(令和2年)8月3日から施行し、同年6月25日以後に行う第3条に規定する事業について適用する。